

法令外国語訳検討 論点項目について

所用のため、本日の第2回WGに参加することができなくなりました。

第1回WGでの議論を受け、事務局で準備いただいた資料に基づき、次の通り意見を申し述べます。

1. あるべき姿の提示（「前提事項」、「検討の進め方」）

「法令外国語訳推進のための基盤整備」の「基本的枠組み」として、達成すべき事柄とそれに至るタイムフレームを再確認する必要があると思います。本WG後、司法制度改革推進本部設置期限後の体制についても、具体的に誰が主体となって検討を継続し、翻訳作業を取りまとめていくべきか、確認しておく必要があると思います。そうした大枠を確認した上で、翻訳ルールを含む具体的手段を示すべきであると考えます。

今、求められているものは、「主要な法令」の「信頼できる」英語訳が「早期に」「無料で」「簡単に」入手できるようになることではないでしょうか。これらキーワードのうち、とくに重要なのは、「信頼できる」と「早期に」と「無料で」だと思います。「信頼できる」については、まさに今進めている翻訳ルールに関する議論の中で考えるべきことであると理解しています。「無料で」の実現のためには、やはり官庁が主体となって翻訳作業を進める必要があると思います。（民間が商業ベースで信頼できる翻訳を数多く作ることはもちろん意味がありますが、これに無料でアクセスできるようになることは期待できません。あくまで、官庁が翻訳・公表する「主要な法令」の英文訳を補完するような形で機能することになると思います。）

「早期に」一定の成果を出すためには、そのためのタイムフレームを、今後2～3年間を目途に設定すべきであると考えます。そのために、先ず、翻訳ルールを作成する目標期限を設定し、ルール完成から1年以内、2年以内といった期間に英訳の完成を目指すべき法令名を具体的に示すべきであると思います。それぞれの目標期間内に英訳すべき法令の選択にあたっては、法曹界、学界、経済団体・企業等にアンケートを実施するのも有用だと思います。「一定の成果」達成後についても、更なる充実へ向けての計画を示すべきであると思います。

こうした「工程表」をできるだけ早く策定し、公表し、コミットすることが、本件の早期実現へ向けての、重要なステップになると思います。

翻訳作業に当たっては、第1回WGで松浦委員からご指摘のあったとおり、訳文を審査する機関が必要であり、これについての意見とりまとめも肝要と思います。

2. 翻訳ルールについて

法令英文訳の読者は、日本法への造詣が深くない外国人が圧倒的多数を占めることになると思います。従って、《日本法を知らない外国人が大きな誤解なく理解できる、判りやすく読みやすい英文訳》を目指すべきだと思います。必要以上に原文に忠実な訳であることよりも、英文としてのある程度の自然さが大切で、日本法特有な言い回しや用語には、適宜、脚注を付すべきであると思います。過度に原文に忠実に、主語まで一致させて翻訳することまで追求する必要はないと思います。日本の法令文章は、多分に文語的であり難解です。

翻訳ルールの位置づけについては、「原則」にとどめるべきであろうと思います。上述のとおり、今後数ヶ月ないし1年間程度のうちには翻訳ルールを策定する必要があります。このような短期間に、翻訳者を「拘束」するまでの精緻且つ無謬のルール作成を目指すことは現実的ではないでしょう。勿論、翻訳者が正当な理由なく訳語を不統一に使用するようなことは許されるべきではなく、また翻訳ルールに示された訳語・訳例を無視するようでは、翻訳者毎に用語が異なり、結果的に「信頼性」を損なうこととなりかねません。従って、考え方としては、「原則」として翻訳ルールに従うべきであるが、合理的な理由がある場合には、可能な限り訳語の統一性を確保するという条件の下で、翻訳者の一次判断の余地を入れてしかるべきだと思います。(尚、その是非については、上述の訳文審査機関が判断する体制が必要になります。)

ルールの内容としては、「早期に」統一性のある法令英文訳を作成するために、必要最小限でスタートするのがよいと思います。限られた時間の中で、先ず「一定の成果」を出すためには、必要に応じルール自体を補完しつつ翻訳作業を進めるのが現実的であると考えます。

3. アクセスについて

官庁が作成した英文訳については、官庁毎のホームページからアクセスするのではなく、独立した「主要法令英文訳」のサイトを設定し、これに「無料で」「簡単に」アクセスできるようにすべきであると思います。そのサイトでは、正文たる日文にもアクセスできるようにし、かつ、関連する法令(未翻訳のものを含む。)が判るよう整理し、最新の改正に翻訳が間に合っていないときなどの注記がなされていることが望ましいと思います。

以 上